

知多都市計画地区計画の変更（武豊町決定）

衣浦西部都市計画北長宗地区計画を知多都市計画平井田地区計画に改める。

名 称		平井田地区計画					
位 置		知多郡武豊町字平井田・字平井四丁目・字平井五丁目の各一部					
面 積		約3.2ha					
区又 域は の保 整全 備の 開方 発針	地区計画の目標	本地区は、武豊町の北部に位置し、東側は土地区画整理事業の施行による低層住宅地域と、西側の市街化調整区域に挟まれた区域である。将来、無秩序な市街地形成が予想されることから秩序ある市街地に計画的に誘導し良好な市街地形成を図ることを本地区計画の目標とする。					
	土地利用の方針	低層住宅地区は、既存の戸建住宅を中心とした良好な環境の維持、向上を図り、沿道地区は、住居の環境を保護しつつ、商業の利便を図る。					
	地区施設の整備方針	都市計画決定済みの街路整備を図ると共に、既存集落内道路の拡幅整備を図る。					
	建築物等の整備の方針	建築物は良好な住宅地域とするため、建築物の高さ制限、敷地面積の最低限度、かき又はさくの構造の制限を行い、ゆとりをもった良好な住宅環境の維持、保全を図る。					
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針						
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模		道 路	名称	幅員	延長	配 置
			道路1号	4m	約60m	計画図表示のとおり	
			公 園	名称	面 積	配 置	
			公園1号	ha	計画図表示のとおり		
	地区の 区分	地区の名称		低層住宅地区	沿道地区	地区	
		地区の面積		約2.0ha	約1.2ha	約 . ha	
	建築物等 に関する 事項	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫（建築物に付属するものは除く。）			
		建築物の容積率の最高限度又は最低限度					
		建築物の建ぺい率の最高限度					
		建築物の敷地面積の最低限度		130㎡			
建築物の建築面積の最低限度							
壁面の位置の制限							
建築物等の高さの最高限度		12m					
工作物の設置の制限							
建築物等の形態又は意匠の制限							
土地の 利用に 関する 事項	垣又はさくの構造の制限		道路に面し、かき又はさくを設ける場合は、これを生垣又はフェンスとし、その基礎の高さは60cm以下とする。ただし、門柱にあってはこの限りでない。				
	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限						
備 考							

「区域、地区の区分、壁面の位置の制限及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」

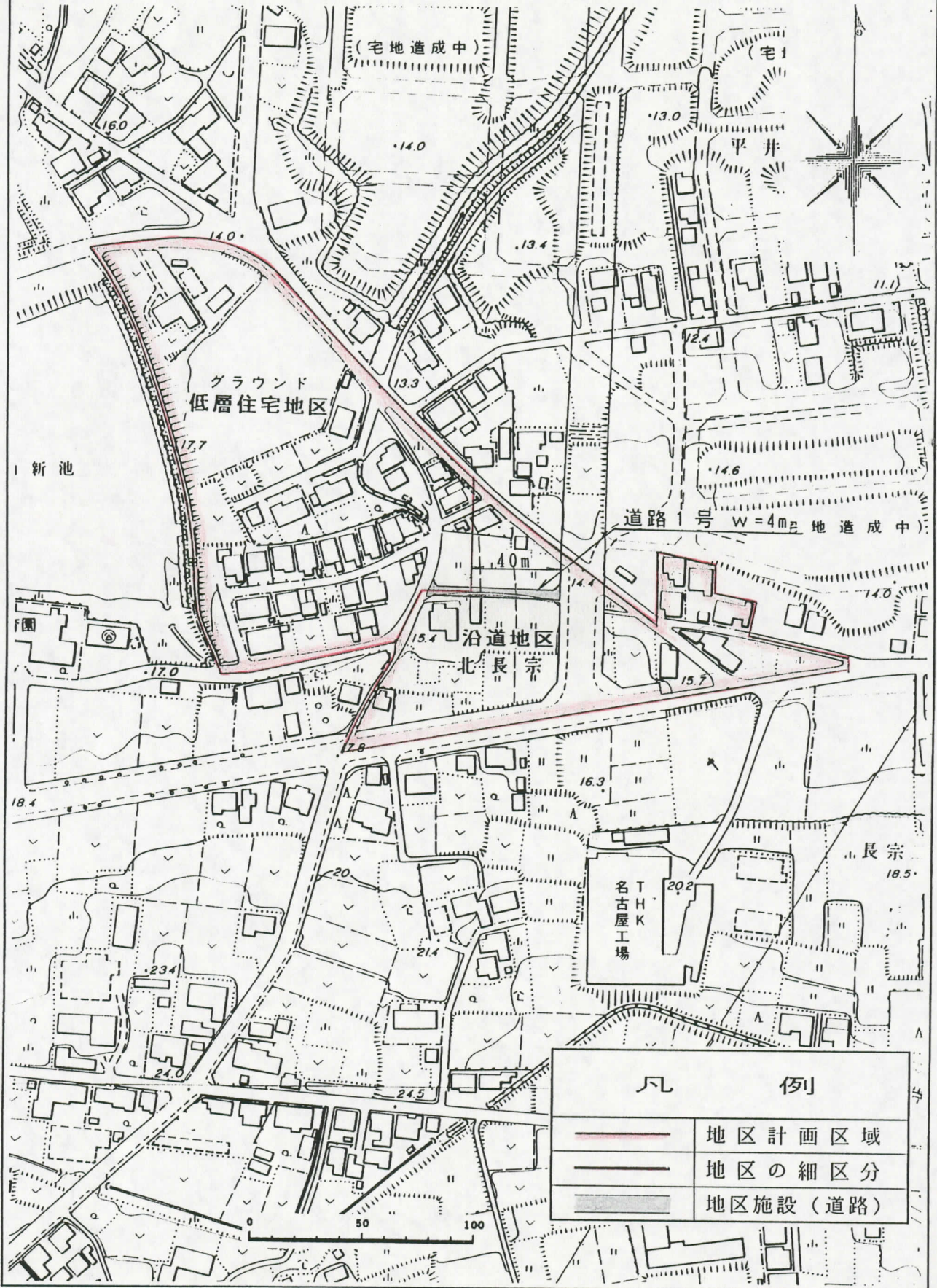
理 由




都市計画区域の再編に伴い、名称（地名を含む。）を変更するものである。

理 由 書

当地区は、民間の宅地開発事業により宅地の整備が行われた区域と、不良な街区の環境が形成されるおそれのある区域から成り立っている。

本地区計画により、宅地の整備が行われた区域においては、その事業効果の維持・増進を図り、その他の区域においては、不良な街区の環境が形成されるのを未然に防止することにより、良好な市街地環境の形成を図るものである。



凡 例	
	地区計画区域
	地区の細区分
	地区施設 (道路)